

阪南市地域運営推進事業補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 2 4 日 決 裁

令和 7 年 3 月 2 6 日 一 部 改 正

令和 7 年 7 月 1 日 一 部 改 正

(趣旨)

第 1 条 市長は、住みよい地域社会の形成に寄与するため、創意と工夫により、市民主体により地域づくりを推進していくことを目的として、地域運営組織設立及び設立後の活動のために必要とする経費の全部又は一部に対し、予算の範囲内において、地域運営推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、阪南市補助金等交付規則（平成 2 2 年阪南市規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「地域運営組織」とは、小学校区以内の範囲を単位とする地域内の市民により構成され、その地域内に所在する自治会等及び市民活動団体の参加を得ている団体であって、阪南市地域まちづくり協議会条例(令和 6 年阪南市条例第 22 号)第 4 条第 1 項の規定による市長の認定を受けたものをいう。

(補助対象団体)

第 3 条 補助金の交付を申請することができる者（以下「補助対象団体」という。）は、地域運営組織の設立を検討する団体及び設立した団体とする。

(補助対象事業及び経費等)

第 4 条 この補助金の交付の対象になる補助対象経費、補助基準額は別表のとおりとする。

(支払方法)

第 5 条 本補助金については規則第 1 4 条の規定に基づき、概算払とす

る。

（交付申請の制限）

第6条 補助金の交付申請は、1つの補助対象団体について1回に限るものとする。

（関係書類の提出期限）

第7条 本補助金に係る関係書類については、次に各号に掲げる期日までに提出するものとする。

- (1) 補助金等交付申請書・・・12月末日までとする。
- (2) 補助金等交付請求書・・・補助金等交付決定通知書を受領した日を
起算日とした30日以内
- (3) 補助金等実績報告書・・・補助金の交付を決定した翌年度の4月
30日まで

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	交付額	補助率
地域運営組織設立及び設立後の活動に必要な事業	報償費 旅費 印刷製本費 燃料費 消耗品費 通信運搬費 保険料 委託料 賃借料 備品購入費	予算の範囲内。ただし、1つの地域運営組織につき、500,000円	補助対象経費の合計と補助基準額とのいずれか低い方の額に補助率を乗じた額とする。ただし、算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。	10/10
注1 備品購入費の対象は、本事業に必要な備品とし、事前に協議を行うこと。				